

## 安芸市家具転倒防止対策事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地震発生時の揺れによる被害を軽減するため、家具転倒防止金具等（以下「金具等」という。）の取付により、対策を講じる者に対して、予算の範囲内において安芸市家具転倒防止対策事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、補助金等の交付に関する規則（昭和30年規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象者)

第2条 この事業により補助を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に住所を有し、現に居住する者で、かつ世帯員全員が市税等を滞納していないものとする。

### (補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が自ら居住する住宅（自己の所有する家屋以外の家屋に居住する者が金具等の取付けを申請する場合は、当該家屋の所有者又は管理者の承諾を得なければならない。）への金具等の購入及び取付作業に要する費用とする。

### (補助金の額)

第4条 補助対象経費に対する補助金の額は、1世帯あたり上限20,000円とする。

### (補助事業の交付申請)

第5条 申請者は、あらかじめ安芸市家具転倒防止対策事業費補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請は、1世帯につき1回を限度とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

### (補助事業の交付決定)

第6条 市長は、前条に定める申請があったときは、その内容を審査し、金具等の取付の適否を決定する。

2 市長は前項の決定をしたときは、安芸市家具転倒防止対策事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

3 申請者は、補助事業の交付決定通知書を受けてから事業着手するものとする。

(交付申請の取下げ)

第7条 申請者は、第5条の規定により行った申請を取下げるときは、安芸市家具転倒防止対策事業費補助金交付申請取下申出書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、第5条の規定により行った申請の取下げがあった場合は、これをなかつたものとみなす。

(完了報告)

第8条 申請者は、補助事業が完了したときは、安芸市家具転倒防止対策事業完了報告書(第4号様式)に、次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 家具転倒防止対策に要した経費内訳(取付作業費、材料費)が確認できる領収書(写し)
- (2) 家具転倒防止対策の実施前後の写真

(完了検査)

第9条 市長は前条の報告があった場合は、その書類の審査を行い、補助金の確定額を安芸市家具転倒防止対策事業費補助金確定通知書(第5号様式)により、補助対象者に通知するものとする。

2 市長は補助事業の内容が不相当であると認められるときは、申請者に改善を求めることができる。

(交付決定の取り消し及び減額)

第10条 市長は、申請者が要綱に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消し、又は、減額することができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
  - (2) 補助事業の完了検査の際に、指示された改善にしたがわないとき。
  - (3) 金具等の取付方法が不相当と認められるとき。
  - (4) 提出した書類に虚偽の記載をしたとき。
  - (5) 別表第1に掲げるいずれかに該当したとき。
- 2 市長は交付決定の取り消し又は減額を行ったときは、安芸市家具転倒防止対策事業費補助金交付決定取消・変更通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付請求及び交付)

第11条 前条の規定による補助金の確定通知を受けた申請者は、安芸市家具転倒防止対策事業費補助金交付請求書(様式第7号)により、市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求に基づき補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第 12 条 市長は、補助金の交付を受けた者が、第 10 条第 1 項の第 1 号から第 5 号に該当すると判明した場合には、期限を定めて補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(免責)

第 13 条 当該事業により金具等が取り付けられた家具が、地震等により万一転倒し、被害が発生した場合において、市は、その責を負わないものとする。

(補則)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年 9 月 1 日から施行する。

別表第1（第10条関係）00

- (1) 暴力団（安芸市暴力団排除条例（平成23年安芸市条例第6号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。）であるとき。
- (2) 条例第12条の規定に違反した事実があるとき。
- (3) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員であるとき。
- (4) 暴力団員がその事業活動を支配しているとき。
- (5) 暴力団員をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員を利用したとき。
- (10) その役員が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。